



## マタニティ ハラスメントを 受けたら

An illustration of a pregnant woman with dark hair tied back, wearing a light-colored top. She is holding a book with a dark cover that has white text on it. The text on the book reads '仕事を  
続けたいのに…  
**マタニティ  
ハラスメントを  
受けたら…**' (I want to continue working... What if I receive maternity harassment...). The woman has a slightly worried expression.

# 職場でマタハラを受けたら

り、妊娠・出産・育児休業などを理由に解雇やその他の不利益な取り扱いをすることが禁止されています。上司・同僚からの職場でのマタハラの防止措置を講じることも義務付けられています。

この防止措置には「相談体制の整備」が含まれています。社内に相談窓口を設けて、マタハラの相談が寄せられた場合には、事業主が相談者、行為者、必要に応じて第三者から速やかに事実確認を行い、その事実が認められる場合には相談者への配慮や行為者の処分などの措置を行うことが求められています。

調査の結果、ハラスメントの事実が確認できなかったとしても、改めて職場全体に対し再発防止措置を講じなければなりません。なお、会社は相談に保護や相談したことを理由とした不利益な取り扱いを行わない旨を定め、周知することも必要です。

社内に相談窓口がない▽相談しても対応をしてくれない▽再発防止策を講じてもうけない――などの場合は、鳥取労働局雇用環境・均等室に相談してください。会社に対し助言などをを行い、解決を促すなどの対応を取

鳥取労働局雇用環境・均等室 電話 0857-29-1709